改定案(R2.O版)	現行 ( H29.3 版 )	
以及未( N 2 . O N )	玩1」(H29.3 hX)	1佣名
官庁営繕事業に係る完了後の事後評価手法	官庁営繕事業に係る完了後の事後評価手法	
平成 13 年 8 月 17 日 国営計第 102 号 最終改定 <mark>令和 2 年 3 月〇日 国営施第 〇 号</mark>	平成 13 年 8 月 17 日 国営計第 102 号 最終改定 <mark>平成 29 年 3 月 29 日 国営施第 27 号</mark>	
1. 目的 本手法は、「官庁営繕事業に係る完了後の事後評価実施要領細目」(平成23年4 月1日付け国営施第31号)第6の1. に基づき事後評価における対応方針を取りま とめるための基準を示し、評価の客観性を確保することを目的とする。	1. 目的 本手法は、「官庁営繕事業に係る完了後の事後評価実施要領細目」(平成23年4 月1日付け国営施第31号)第6の1. に基づき事後評価における対応方針を取りま とめるための基準を示し、評価の客観性を確保することを目的とする。	
2. 事後評価の手順 官庁営繕事業に係る事後評価は、別紙1に示す手順により行い、「国土交通省所 管のいわゆる「その他施設費」に係る完了後の事後評価実施要領」(平成23年4月 1日付け国官総第357号、国官技第422号)(以下「実施要領」という。)第4の 1(3)に示される対応方針(案)を取りまとめる。	2. 事後評価の手順 官庁営繕事業に係る事後評価は、別紙1に示す手順により行い、「国土交通省所 管のいわゆる「その他施設費」に係る完了後の事後評価実施要領」(平成23年4月 1日付け国官総第357号、国官技第422号)(以下「実施要領」という。)第4の 1(3)に示される対応方針(案)を取りまとめる。	
3. 事後評価の考え方 実施要領第5の3に定められた「事後評価の視点」からの事後評価の考え方は、 次のとおりとする。 (1)「費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化」の確認・分析 費用対効果分析の算定基礎となった事業に関する基礎的な数値(費用、需要、	3. 事後評価の考え方 実施要領第5の3に定められた「事後評価の視点」からの事後評価の考え方は、 次のとおりとする。 (1)「費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化」の確認・分析 費用対効果分析の算定基礎となった事業に関する基礎的な数値(費用、需要、	
事業期間等)について、可能な限り前回評価(新規事業採択時評価又は再評価をいう。以下同じ。)の時点の想定・予測と事後の実績を比較し、その結果について原因を分析する。	事業期間等)について、可能な限り前回評価(新規事業採択時評価又は再評価をいう。以下同じ。)の時点の想定・予測と事後の実績を比較し、その結果について原因を分析する。	
(2)「事業の効果の発現状況」の確認・分析 前回評価の時点において想定した事業の効果と同等以上の効果が適切に発現し ているかを確認する。特に、前回評価時における想定と供用開始後の効果の発現 状況を比較し、その結果について原因を分析する。 <u>また、景観性、耐用性、保全</u> 性の評価項目について、供用開始後の効果の発現状況を確認する。	(2)「事業の効果の発現状況」の確認・分析 前回評価の時点において想定した事業の効果と同等以上の効果が適切に発現し ているかを確認する。特に、前回評価時における想定と供用開始後の効果の発現 状況を比較し、その結果について原因を分析する。	
(3)「事業実施による環境の変化」の確認・分析 事業の実施により周辺の環境に及ぼした影響について確認し、その内容と原因	(3)「事業実施による環境の変化」の確認・分析 事業の実施により周辺の環境に及ぼした影響について確認し、その内容と原因	

改定案(R2.O版)	現行 ( H29.3 版 )	備考
------------	----------------	----

を分析する。

## (4)「社会経済情勢の変化」の確認・整理

事業に係る外部要因の変化に伴い、想定より費用が増加し、当初想定されていた事業効果が発現せず、又は環境へ影響が及ぶことがある。そのため、(1)から(3)までの視点について考察する際に無視できない外部要因を整理する。

### (5)「今後の事後評価の必要性」の検討

事業の効果の発現状況や想定される社会経済情勢等の変化等に着目し、(1) から(3)までの確認・分析を踏まえ、今後の事後評価の必要性について検討する。

#### (6)「改善措置の必要性」の検討

(1)から(3)までの確認・分析によって把握される事業の達成度又は効果の発現状況等を踏まえ、当初想定された効果が十分に発現していない場合等において、適切な改善措置について検討を行う。

# (7)「同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性」の検討・ 整理

(1) から(6) までを通じて明らかになった、同種事業の計画・調査の在り 方や事業評価手法についての課題を整理するとともに、大臣官房官庁営繕部整備 課施設評価室に報告する。

#### 4. 事後評価の方法

3. (1) 及び(2) の確認・分析は、原則として「官庁営繕事業に係る新規事業採択時評価手法」に定める評価の方法により「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」及び「事業計画の効果」の各評点を算出して行う。ただし、供用開始後の効果の発現状況の確認は、別紙2-1及び別紙2-2による。

事後評価は、事業完了時点を基準とし、その際、既存のデータを活用することを基本とするが、必要に応じて現地調査等を実施するものとする。また、事後評価の実施に当たり、顧客満足度(CS)調査などのデータや CASBEE など他の評価手法による評価がある場合は、これらの結果のうち、施設整備に関する部分について参考にする。

#### 5. 対応方針(案)の取りまとめ

を分析する。

## (4)「社会経済情勢の変化」の確認・整理

事業に係る外部要因の変化に伴い、想定より費用が増加し、当初想定されていた事業効果が発現せず、又は環境へ影響が及ぶことがある。そのため、(1)から(3)までの視点について考察する際に無視できない外部要因を整理する。

### (5)「今後の事後評価の必要性」の検討

事業の効果の発現状況や想定される社会経済情勢等の変化等に着目し、(1) から(3)までの確認・分析を踏まえ、今後の事後評価の必要性について検討する。

### (6)「改善措置の必要性」の検討

(1) から(3) までの確認・分析によって把握される事業の達成度又は効果の発現状況等を踏まえ、当初想定された効果が十分に発現していない場合等において、適切な改善措置について検討を行う。

# (7)「同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性」の検討・ 整理

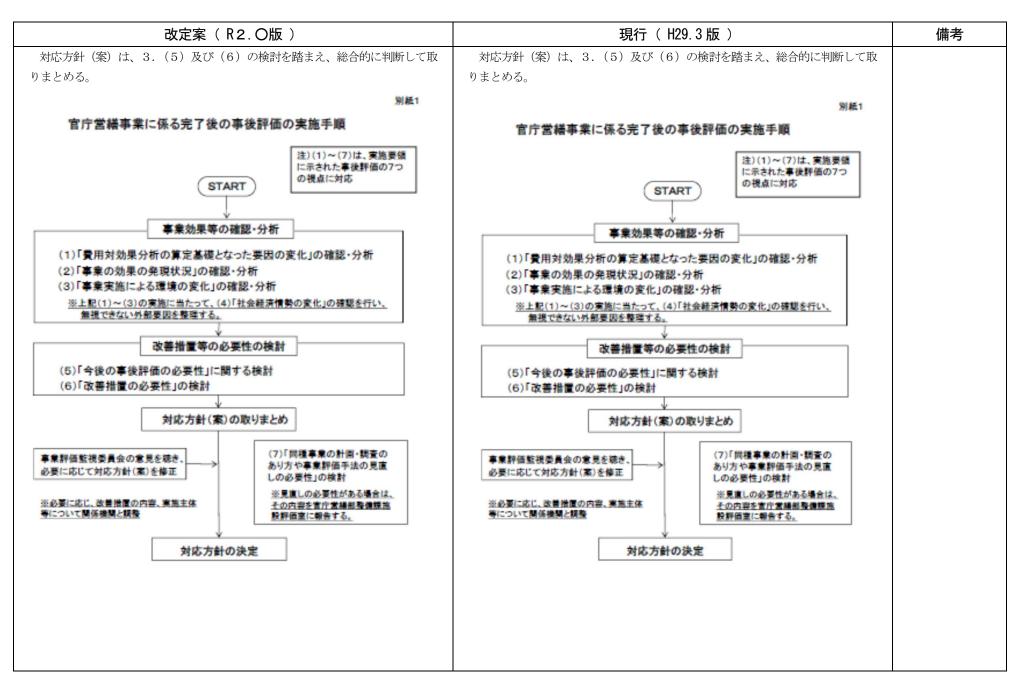
(1) から (6) までを通じて明らかになった、同種事業の計画・調査の在り 方や事業評価手法についての課題を整理するとともに、大臣官房官庁営繕部整備 課施設評価室に報告する。

## 4. 事後評価の方法

3. (1) 及び(2) の確認・分析は、原則として「官庁営繕事業に係る新規事業採択時評価手法」に定める評価の方法により「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」及び「事業計画の効果」の各評点を算出して行う。ただし、供用開始後の効果の発現状況の確認は、別紙2-1及び別紙2-2による。

事後評価は、事業完了時点を基準とし、その際、既存のデータを活用することを基本とするが、必要に応じて現地調査等を実施するものとする。また、事後評価の実施に当たり、顧客満足度(CS)調査などのデータや CASBEE など他の評価手法による評価がある場合は、これらの結果のうち、施設整備に関する部分について参考にする。

#### 5. 対応方針(案)の取りまとめ



	改	定案(	R2. O	饭 )						現行(	H29. 3 }	坂 )			備
薬計画の効果( <mark>業務</mark>	を行うため	の基本機能	能)の発現	伏況を評価	するための	)指標 ***2-1	事	事業計画の効果( <u>B 1</u>	)の発現状	況を評価す	「るための打	旨標		別載2-1	文言の修正
* 1	し! (新規数様を表かを繋わず/重 を地に連接されている。	1.0 必要な観整の構造の利用(を 用を含む。)が必要されてい	6.9	6.6	た7 原地の影響上、資用上の製 があるが、その問題は解除さ	65 原始の影響上、復用上の問題があり、そ の問題が極度される表記みがない。	98		1.1 (新選別様を表かる関わず)基 を地に直接されている。	1.0 必要な観整の開始の利用/個 用を含む。)が信義されてい	2.9	£8	を7 原他の数据上、資用上の数 があるが、その問題は解除さ	65 見効の影響上、個別上の問題があり、そ の問題が極度される見込みがない。	
用物の物理-程用		ě.,			れる意味がおる。	1		所物の物 <del>様・</del> 信用		š.				1 1	
以 <b>秦</b> 即止- <b>理境</b> 保全	自然的基本からみて記事的 点・環境等金上表明なが整で ある。			自然の基件からみて見事的 止・理論等企业研修な実施が ある。		有数的条件からかて回答似立、運道施 全上重大な実施がある。		以 <b>等</b> 的点- <b>电</b> 玻璃会	無無終基件からみて回事的 点・理論保全上規続な状態で ある。			自然的場所かられて言葉的 止・理論等と影響な可能が ある。		音型的条件からかて回答的点、環境等 企工量大な支煙がある。	
アクセスの確保	無限へのアクセスは長好せある。 も、	MANAPPEXENDED	発験へのアクセスに軽量な支 権がある。			■酸へのアクセスに ■大な美雄がある。	**	アクセスの確保	高級へのアクセスは素好であ る。	開発へのアクセスに支援はな い。	系数へのアクセスに軽極な支 施がある。			最終へのアクセスに <b>重大</b> な支煙がある。	
都市計算その他の土地利用に関する計算との機会性		転令計算での他の土地利用に 関する計算と整合している。	報告計算する他の主地制用: 関する計算と整合していない が、整合する見込みがある。			配合計画その他の土地利用に関する計 能と整合しておらず、整合する更込みが ない。		都市計算その他の土地利用に関する計算との整合性		医療計算での他の主地利用に 関する計算に整合している。	報告を表する他の主席を用い 数する計画と整合していない が、整合する見込みがある。			制度計算を必要の土地利用に関する計 製止を含しておらず、要含する見込みだ ない。	
<b>表</b> 地游戏等		新地をほが有効に利用されて おり、質食・円滑に動物へのは 入りができる。		表現の一様が有数に利用でき ない。	■地への変を・円曜な出入り に明像な気軽がある。	動物の有効利用支出動物への変象・円 単位由入りに重大な問題がある。		影地為哎哥				新規の一般が表現に利用でき ない。	■地への変を・円曜な四人り に明春な気間がある。	動物の有効利用又は動場への安全・円 単位の入場に整大な問題がある。	
		東京内部等に近じ、着切な様 個人なっている。		産業内容等に対し、やや不適 切な情報となっている。		最高的数率に対し、事しく不過如な情報 となっている。				東京内容等に近じ、最初な様 概念なっている。		産業内容等に対し、やや子書 労な情報となっている。		産務内容等に対し、著しく不適切な情報 となっている。	
REMORE.			業を施力領域及び業務内部に 例、中や不審的な情報となっ ている。(記事権の不要など)	NOMESCOTT NO.		を取りている。 重要性の便能及び重要内容に対し、事 しく不要的な情報となっている。	***	<b>職事物の情報</b>		EL BECHEROTE	ESTABLISHED OF THE STREET	nommerovers.		を使っている。 重要等の需要をび業務内容に対し、事 しく不要的な情報となっている。	
no.ce4						報源に必要な音楽及は機能が確保され でしない。		Record 4			11	73 (20) 670 670 670			
機能性(業務を行うための基本機能に影響する部分)		を表したないであるい。 を対し、最後されている。		数数に必要な企業又は無数が 連続に登録されていない。		Style Contraction and St.	<b>4</b> 3	機能性(業務を行うための基本機能に製造する部分)		数数に必要な企業及び機能が 機能に発展されている。		松高に企画な空間又は種類が 運搬に発展されていない。		部等に必要な変更をは機能が確保され でいない。	

改定案( R2. O版 )							備考									
事業計画の効果(施策に基づく付加機能)の発現状況を確認する際に参照する事項    回数   日本日   日本日   日本日   日本日本日本日本日本日本日本日本日本日						づく仲加権	施策の取組み数に									
	地域性	<ul> <li>有方施設の基本的性能基準(※3)に基づき、地域の特性とともに、地域の活性化等地域社会への貢献について配慮されている。</li> </ul>	地域の風土へ配慮し、一部に見を採用した。 地域の防圧へ貢献するため、実際時の一時避難場所としての機能を被倒した。(※4) 地域の防圧へ貢献するよか、油を対し他者で利用で加える場合(※4)に減って助せる機能等とした。(※4)		98	Fee		RSE	bets		Para	よる評価から、主				
社会性		<ul> <li>・ 官庁施設の基本的性能基準(※3)に基づき、地域の特性について配慮されている。</li> <li>・ 官庁施設の基本的性能基準(※3)に基づき、地域の特性を考慮しつつ、周辺環境との顕和が関ら</li> </ul>	環境性型の経営物品とからか、地方の民間等を連携に重すする「配か有財産の基連利用プラン」に基次を観を行った。 環境性能の経営物品とからか、オープンスペース、駐車等の共同等地域と一体となって利用する変別の整備だけか。 ・ 型域の最上で配送。一部に速度性限になっ			+	+	$\rightarrow$	<b>サンカボール かほがなされている。</b>	我の機能がなつ以上取り組まれて	・ 《集集日1>地方公共原体、地域の指揮会、東京教養との連携 (しがシカファ・中央、実施的な人を関する政策、教育教養との	な取組内容を評価				
	景報性	<ul> <li>おしまいなかのできない。このできないでは、このできないでは、このできないできない。</li> <li>主 育庁施設の基本的性能基準(ISS)に基づき、周辺環境との膜和が弱られ、良好な景観の形成について配慮されている。</li> </ul>	通知の景観へ配慮し、反当感を与えない 練物高さとした。 マークショップ、影談会、景報協議会等により、地域の要望、意見を聞く機会を投け、歴史的まちなみに詳和する色彩とした。			<del> </del>	-	<b>たましたお紹介なされている。</b>	いる。 我の職業が1つ数可能をわている	(いどックコア、音楽、単葉的女・養養する物理、実験・砂重集の 水果、素素の一体内外など)・医療機会物・原金の経験的の表 物料果・基準の表面を用いますから同様による原体など)・連盟 株の表名的料の機果・電響を見たの直接(ワークしつ)・展議会	する手法に改定。					
		官庁施設の環境保全性基準(ME)に基づき、特定事務庁舎を新築する場合は、建築物に係るエネル ギーの使用の合理化の一層の促進のために誘導すべき基準(MY)を満たしている。	BEI(回2): 【英施数線】 - 外盤除工法、Los-E模磨ガタスを採用した(回10)  - 小上でトートレスを利用した(回2)・ステムを採用した(回11)		l	***		+	BRODES CONTUE.	#2+4a+, 6#, 9#, 12	などンオークンスペースの制度					
環境保全性	環境保全性	<ul> <li>官庁施設の環境保全性基準(Mich IC基づき、特定事務庁舎を新築する場合以外は、建築物エネルギー消費性能基準(Mich E個たしている。</li> </ul>	建築環境総合評価システム (CASSIEE)による建築物の環境効率(BEE値) [実施数値] ・商水利用施設を設置した(※12)		cen .	con.	e em			+	- 新的な影響がなきれていない。	A 40 TO THE TAX	Ver a service of			
	木材利用促進	- 公共建築物における木材の利用の促進のための計画(※13)に基づき、水連化(※14)、内装等の水質化が図られている。	据发展整确全于在上的规矩的抗心性强迫推翻的推断的扩张、表面也(III-10-16层的)。 据是印度11年的成功的分别,但是11年的分别的内容等的对别等的对象性形式。 大量化(III-10-17层等的大型性(III-16-10-17-16-11-18-18					$\vdash$	-	+	#に食養した物産がなされている。 ●	会の機能が2つ以上取り組まれて いる。	< ###1>##-203(981-009#/##################################			
		<ul> <li>・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準(※15)に基づき、不特定かつ多数の人が利用する施設については、建築物移動等円滑を誘導基準を満たしている。</li> </ul>	建築物料験等円流化基準(m1s)に適合している。 建築物料験等円流化誘導基準(m1s)に適合している。 地方及出間水、まち犬災能議会、推奪者部分等心を見見取れい、サイン計画等に反映した。				,	* ,	<b>発展した影響がなきなている。</b>	市の機能が1つ数小器をわている	<集集日1>開発・文化及び施工への影響と開発的ならなから 保存・長光・情報の意思整備への影響と問題の指示機像への影響と決定の意思を 企と表示の意思を をという。 (1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4					
機能性	ユニバーサルデザイ	<ul> <li>・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準(※15)に基づき、その他の施設については、建築物移動等円滑化基準を増たしている。</li> </ul>			l		3	0	一般的な影響がなされている。	発達する由中、各州、計劃、協力	<b>美と養食が抱られている。</b>					
	İ	<ul> <li>官庁施設の総合制震・対津波計画基準(※1:a)に基づき、大地震動後、構造体の補停をすることなく 建築物を使用できること目標とし、人命の安全確保に加えて災害応急対策活動等のための十分な 機能機能が振られている。</li> </ul>	構造体の耐震安全性の目標を1 類(地震力に対する各衛の必要係者水甲斯力を1.25衛相当)とした。 構造体の耐震安全性の目標を1 類(地震力に対する各衛の必要係者水甲斯力を1.5倍相当)とした。 達実に対する特別を対策性力がた。						一般的な物質がなきれていない。							
安全性	筋炎性	機能確保が据られている。 ・官庁施設の総合計画・対率流計画基準(※1:a)に基づを、大地震動後、構造体の大きな補格をする となく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて災害が急対策活動等のための根 施報度が認られている。	連集に対する特別の対象に対している。 「表に対する特別の対象に対象でけった。 大地変動後のライファイン連続時における業務継続のための特別な対象を行った。				-		BANKSTINE.	物の機能が4つ以上物分類をかて いる。	( 本集後の1 ) 機能な過去を維養の進入(水量数、産卵製数、アモ ルファス変圧器など) / 管理池 / 番化の5点の特別な対象(重上 単化な) / 自然エネルギー利用のための検別な対象(主張大美					
		亩庁施設の総合計画・対津流計画基準(※18)に基づき、大地震動により構造体の部分約な機能 生じるが、建築物産体の耐力の核下は看しくないことを目標とし、人命の安全機能が組られている。								物の機能が2つ以上取り額率かて いる。	・ 動化など) / 自然エネルギー 利用なかるの情知な対象   文藻先奏 ・ 風 力質能なパノス変異の自動が用のかめの情報な対象   関 ・ 対 風 刑務 歯などし / 計画像 / 温 刊 整がった					
		<ul> <li>・ 育庁施設の基本的性齢基準(※19)に基づき、目標とする使用問問を含素し、適切に構造体及び確</li> </ul>	65年程度使用するために構造制力上必要な性能を確保した。 100年程度使用するために構造制力上必要な性能を確保した。 日曜とする使用製作が到ってリースコントを最後した。		224	****	•	0	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	名工学数数異などの個人がされて 数据数据、WOV. YMOV. 数次数は	(1)名。(LEID技術、東南東教芸器、エコケーブル、ハンフロン機器、裏 動など)					
	耐用性	8月を取び途中が10を途中に切りた感がと、1個をようの30月前回にちがあい。地が1-6周30年入び板 園等の路場等(たた)、大規模な路径接受く)をすることにより、大規模な路径を付きている。 構造前カエ必要な性能を確保できる。	は他上「少校が前期にカナライナリングとかい。 特殊の機能等な「北部」に大阪市を他の上 対象の機能等な「北部」に大阪市と地域に大阪市 対象の機能等な「北部」に大阪市と、大阪市 「東京の機能等」は、地域に大阪市と、大阪市と、大阪市				1	0 7	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・							
经济性			が企べが確定がいた地域には関すて、へな場合がは、 清潔を容易にするため光極度を採用した。 メンチナンだけからカナンスパルニーなどを整備した。		****			A 9	たた。 中に大変した影響がなされている。	新の機能がなつ以上取り額率かっ いる。						
	保全性	<ul> <li>官庁施設の基本的性能基準(出口)に基づき、清掃、点検・保守等の維持管理及び材料、機器等の更新が、効率的かつ安全に行える。</li> </ul>	・グナナンベニファルル・フェンス・バルルー・マルミン室間した。 特別の機能を受けた機能という。 スケルトン・イン・フィル方式を採用し、構造体と健康設備を分解した。		l			* 9	大変にたわ聞がなされている。	物の機能が行る物が関係れている	<連接第3>末級化/内臓等の水質化/水道/6イオマスを燃料 とする機器の設置					
*	評価の実施主体が評価( 「官庁施設の基本的性能	第)を作成する際に、個別の事業特性に応じて本表に影戦のない対加機能を加えることを続けない。 第)を作成する際は、個別の事業特性に応じて具体的な知識内容を記載すること、定量的に示せる内容につい 基準は「保定を49月20日間監管197号、国営設策194号、のうち、地域性に関する性能による。			l	水材制用值		c -	一般的な影響がなきれている。	養養する後令、各例、計劃、協力	単と整合が振られている。					
*	※4 地方立外開端からの製脂に立た計画とする等、地域の原文へ質解する等合は、作物体性」に配電する。その他の際見上の対応については、「筋炭性」に配電する。 ※5 「加速放映域・グリに関する機能 (単定と3年地線 第12名)による。 ※6 「加速的機能・大利性・経験・経験・経験・経験・経験・経験・経験・経験・経験・経験・経験・経験・経験・							D -	一般的な影響がなきれていない。							
*	「健築物に係るエネルギー 」「建築物エネルギー消費 」「BEI」は、設計一次エネ	一の使用の合理化の一層の促進その他の建築物の核炭素化の促進のために誘導すぐき基準」(平成24年終 性能基準等を定める省令、(平成28年経済改業省・国土交通省令第1号)のうち第一章による。 ルギー消費量(その林一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その株一次エネルギー	- 通費量を除く、)で除したものをいう。			+-	,	A 9	中に意識した歌組がなされている。		<b>満たたまで、特にユニバーサルデザインへの配慮が4を確認してい</b>					
※1 ※1 ※1	<ul> <li>一次エネルギー消費量の</li> <li>CASBEE上、建築物の</li> <li>「公共建築における木材」</li> </ul>	利減効果が高いと考えられる計画(Webプログラム(ウェブブラウザナで使用する省エネルギー基準に連接した 利減減量が高いと考えられる計画(Webプログラム)。評価に反映されないもの、クール・セートトレンチを利用 環境品質の向上や環境負責の必減に対して効果が高いと考えられる計画を記載する。 利用促進のだめの計画(平限22345月10日)による。	たプログラム。以下同じ。)上、評価に良味されるもの)と記載する。 した立関システム、デシカル・立関システム、CO2適度による外気量制御など)と記載する。						ユニノモーサ		. ,	大変にたお親がなかれている。	********	months.		
※1 ※1	「官庁施設のユニバーサ 「富齢者 除現者等の録	に主要な部分の一部又は全部に木材を利用することをいう。 ルデザインに関する基準(「保証18年3月31日間密整章第167号、開密設第163号)による。 略等の円滑化の促進に関する法律施行号(「保証18年12月8日政令第379号)による。 暗に利用であるようにするために指導すべき神整殊物質が施設の建造及び配滑に関する基準を定める省令(保			l	8445	4	c -	一般的な影響がなきれている。	<b>电影电影电视器化基础电源</b> 标	している。又は重要物質を同様化基準の運用対象が開発である。					
※1 ※1 ※1	・「高齢者、障害者等が円 3「官庁施設の総合耐震・ 」「官庁施設の基本的性能	端に利用できるようにするために誘導すぐる建築物物変変数の構造及び配置に関する基準定数か省番号(平 材本変計繊基準(呼成26年3月20日間書計第126号、国書整第198号、富書監第136号(による。 基準」(平成27年3月31日付け届書整第299号、国書設第162号)のうち、経済性に関する性能による。	(K 18年12月15日国土交通省市家114号) による。		•••	***						D -	一般的な歌劇がなきれていない。			
							enn.		,	A 00	・対策級の報告報酬・財産場所開基準に基づ、休息機が 対象でいる場合、特に教育に影響した影響が何われてい 。	作の機能がなつ以上取分額をかて いる。	<審算の12分型の必要的な対象が大力を受け、 対な対象が表現。本格を約2/20個人の特別な対象が 対象がある。 対したが、 を表現した。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、			
				Ш	l	n sm	•		・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	が 対立機能が1つ取引能的ない。 ・ カーカー ・						
					l		t	C 15	8 計算的の報告制置・対理法計算基準に基づいた取録が けれているなか、教授に関する一般的な取録が行われ いる。							
					l		1		(1) 表。 作用新心能共享等,可重定的自由性に基づ、10.指数的 作れていないなど、数型に属する一般的な数据が行われ 1.1451.5。							
							,	$\neg$	<b>州に大田した取組がなされている。</b>	作の職業が2つ以上即分額をかて いる。	<施設を1> 所名の機能を1に記載した設置の指導/所名の機器を削さ記載					
						H H - B & 1		. ,	大変にたわ様がなされている。	他の機能が行る他が開発れている	した影響スペースの確認ノ可能開発が認め意用ノ連携を参加にす 。それのの影響(別無端など)					
					m pro		•	0	一般的な物能がなきれている。	一般的な報酬上の工会が行われ (新機能をスペースの機能、布機	ている。 のタイル位上、開発配置上の配慮、事務室の無限化など)					
i									macaminantidi,							
							82 F 82 F 83 F 84 F	他の資金やはか時間(重)を中点する際に、電影の基金 を介表的の電波等を対象を1)や近か時の月から行っ の金を整備によっても大利のであるのが、回り 電路が基準」(平成20年の月20日代で電波をあります。	26. 126.							

# 事業計画の効果(施策に基づく付加機能)の発現状況を確認する際に参照する事項

## 別紙2-2

分類	評価項目	確保する性能の水準(※1)	主な取組内容の例(※2)
	地域性	・ 官庁施設の基本的性能基準(※3)に基づき、地域の特性とともに、地域の活性化等地域社会への貢献について配慮されている。	地域の風土へ配慮し、一部に瓦を採用した。 地域の防災へ貢献するため、災害時の一時避難場所としての機能を確保した。(※4) 地域の防災へ貢献するため、津波防災地域づくりに関する法律(※5)に基づく指定避難施設とした。(※4)
社会性	地球性	・ 官庁施設の基本的性能基準(※3)に基づき、地域の特性について配慮されている。	地域住民の利便性向上のため、地方公共団体等と連携し策定する「国公有財産の最適利用プラン」に基べ整備を行った。 地域住民の利便性向上のため、オープンスペース、駐車場の共用等地域と一体となって利用する空間の整備を行った。
	景観性	* 官庁施設の基本的性能基準(※3)に基づき、地域の特性を考慮しつつ、周辺環境との調和が図られ、良好な景観の形成について配慮されている。	地域の風土へ配慮し、一部に漆喰を採用した。 地域の景観へ配慮し、圧迫感を与えない建物高さとした。
	京钒性	・ 官庁施設の基本的性能基準(※3)に基づき、周辺環境との調和が図られ、良好な景観の形成について配慮されている。	ワークショップ、懇談会、景観協議会等により、地域の要望、意見を聞く機会を設け、歴史的まちなみに調和する色彩とした。
		・ 官庁施設の環境保全性基準(%6)に基づき、特定事務庁舎を新禁する場合は、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進のために誘導すべき基準(※7)を満たしている。	BEI(※9): [実施数値] - 外断熱工法、Low-E模層ガラスを採用した(※10) - クル・ヒートレンチを利用した空間システムを採用した(※11)
環境保全性	環境保全性	・ 官庁施設の環境保全性基準(※6)に基づき、特定事務庁舎を新築する場合以外は、建築物エネルギー消費性能基準(※8)を満たしている。	建築環境総合評価システム(CASBEE)による建築物の環境効率(BEE値):【実施数値】 ・雨水利用施設を設置した(※12)
<b>米光</b> 体主任	木材利用促進	・ 公共建築物における木材の利用の促進のための計画(※13)に基づき、木造化(※14)、内装等の木質化が図られている。	耐火建築物等とすることが求められない低層の建築物において、木造化(※14)を図った。 国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分の内装等の木質化を図った。 木造化(※14)・内装等の木質化に当たって、CLT等の新たな木質部材を利用した。 耐火建築物等とすることが求められる建築物又は中・高層の建築物において、木造化(※14)を図った。
機能性	ユニバーサルデザイン	・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準(※15)に基づき、不特定かつ多数の人が利用する施設については、建築物移動等円滑化誘導基準 を満たしている。	建築物移動等円滑化基準(※16)に適合している。 建築物移動等円滑化誘導基準(※17)に適合している。 地方公共団体、まちづくり協議会、障害者団体等から意見聴取を行い、サイン計画等に反映した。
		* 官庁施設のユニパーサルデザインに関する基準(※15)に基づき、その他の施設については、建築物移動等円滑化基準を満たしている。	設計、施工の各段階において、障害者団体等から意見聴取を行い、トイレの配置、各種動線、サイン計画等に反映した。維持管理段階で当 該団体等から評価を受けた。
		・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(※18)に基づき、大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて災害応急対策活動等のための十分な機能確保が図られている。	構造体の耐震安全性の目標をI類(地震力に対する各階の必要保有水平耐力を1.25倍相当)とした。 構造体の耐震安全性の目標をI類(地震力に対する各階の必要保有水平耐力を1.5倍相当)とした。 津波に対する特別な対策を行った。
安全性	防災性	・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(※18)に基づき、大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて災害応急対策活動等のための機能確保が図られている。	浸水に対する特別な対策を行った。 大地震動後のライフライン途絶時における業務継続のための特別な対策を行った。
		・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(※18)に基づき、大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。	
経済性	耐用性	・ 官庁施設の基本的性能基準(※19)に基づき、目標とする使用期間を考慮し、適切に構造体及び被覆等の修繕等(ただし、大規模な修繕を除く。)を することにより、大規模な修繕を行わずに、長期的に構造耐力上必要な性能を確保できる。	65年程度使用するために構造耐力上必要な性能を確保した。 100年程度使用するために構造耐力上必要な性能を確保した。 目標とする使用期間に対しライフサイクルコストを最適化した。 将来の模様替えに配慮した際高を確保した。 将来の模様替えに配慮し、可動間仕切を活用した。 将来の機器更新に配慮した設備スペースを確保した。
	保全性	・ 官庁施設の基本的性能基準(※19)に基づき、清掃、点検・保守等の維持管理及び材料、機器等の更新が、効率的かつ安全に行える。	清掃を容易にするため光触媒を採用した。 メンテナンスピットやメンテナンスパルコニーなどを整備した。 将来の機器変更に配慮して設備スペースを確保した。 スケルトン・イン・フィル方式を採用し、構造体と建築設備を分離した。

- ※1 評価の実施主体が評価(案)を作成する際に、個別の事業特性に応じて本表に記載のない付加機能を加えることを妨げない。
- ※2 評価の実施主体が評価(案)を作成する際は、個別の事業特性に応じて具体的な取組内容を記載すること。定量的に示せる内容については、定量的に示すこと。本表に記載のない取組内容を加えることができる。
- ※3「官庁施設の基本的性能基準」(平成25年3月29日国営整第197号、国営設第134号)のうち、地域性に関する性能による。
- ※4 地方公共団体からの要請に応えた計画とする等、地域の防災へ貢献する場合は、「地域性」に記載する。その他の防災上の対応については、「防災性」に記載する。
- ※5「津波防災地域づくりに関する法律」(平成23年法律第123号)による。
- ※6「官庁施設の環境保全性基準」(平成23年3月31日国営環第5号)による。
- ※7「建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準」(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号)による。
- ※8「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)のうち第一章による。
- ※9「BEI」は、設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除したものをいう。
- ※10 一次エネルギー消費量の削減効果が高いと考えられる計画(Webプログラム(ウェブブラウザ上で使用する省エネルギー基準に準拠したプログラム。以下同じ。)上、評価に反映されるもの)を記載する。
- ※11 一次エネルギー消費量の削減効果が高いと考えられる計画(Webプログラム上、評価に反映されないもの。クール・ヒートトレンチを利用した空調システム、デシカント空調システム、CO2濃度による外気量制御など)を記載する。
- ※12 CASBEE上、建築物の環境品質の向上や環境負荷の低減に対して効果が高いと考えられる計画を記載する。
- ※13「公共建築における木材の利用促進のための計画」(平成23年5月10日)による。
- ※14「木造化」とは、構造体梁上主要な部分の一部又は全部に木材を利用することをいう。
- ※15「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」(平成18年3月31日国営整第157号、国営設第163号)による。
- ※16「高齢者、障碍者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」(平成18年12月8日政令第379号)による。
- ※17「高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令」(平成18年12月15日国土交通省令第114号)による。
- ※18「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」(平成25年3月29日国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号)による。
- ※19「官庁施設の基本的性能基準」(平成27年3月31日付け国営整第299号、国営設第162号)のうち、経済性に関する性能による。

別紙2-2

# 施策に基づく付加機能(B2)の発現状況チェックリスト

他束に	基づく付え	川機	能(B2)の発現状況チェックリスト		別紙2-2			
分類	評価項目	評語	取組状況		評価要領			
		Α	特に充実した取組がなされている。	右の施策が2つ以上取り組まれている。	<施策※1>地方公共団体、地域の協議会、商店街等との連携(シビックコア、合築、地域防災へ貢献する取組、施設・駐車場の共用、敷地の一体利用など)/既存建造物(歴史的建築物)の			
	地域性	В	充実した取組がなされている。	右の施策が1つ取り組まれている。	有効利用/跡地の有効活用(地方公共団体による活用など)/地域性のある材料の採用/地域住民との連携(ワークショップ、懇談会など)/オープンスペースの設置			
		С	一般的な取組がなされている。	関連する法令、条例、計画、協定等と整合が図られてい	<b>ర</b> ం			
社会性		D	一般的な取組がなされていない。					
在去注		Α	特に充実した取組がなされている。	右の施策が2つ以上取り組まれている。	<施策※1>歴史·文化及び風土への配慮/歴史的まちなみの保存·再生/周辺自然環境への			
	景観性	В	充実した取組がなされている。	右の施策が1つ取り組まれている。	配慮/周辺の都市環境への配慮/跡地の有効活用(景観形成、文化財保護など)			
		С	一般的な取組がなされている。	関連する法令、条例、計画、協定等と整合が図られてい	<b>ర్</b> .			
		D	一般的な取組がなされていない。					
		Α	官庁施設の環境保全性基準※2に基づいた取組がなされているほか、特に充実した環境負荷の低減化に配慮した取組が行われている。	右の施策が4つ以上取り組まれている。	ぐ施策※1>特別な省エネ機器の導入(氷蓄熱、照明制御、アモルファス変圧器など)╱蓄電池 線化のための特別な対策(屋上線化など)ン自然エネルギー利用のための特別な対策(太陽			
	環境保全性	В	官庁施設の環境保全性基準※2に基づいた取組がなされているほか、充実した 環境負荷の低減化に配慮した取組が行われている。	右の施策が2つ以上取り組まれている。	光発電、風力発電など)/水資源の有効活用のための特別な対策(雨水利用設備など)/外断熱 /高性能ガラス			
環境保全性	<b>垛块休</b> 主性	С	官庁施設の環境保全性基準※2に基づいた取組がなされているほか、一般的な 環境負荷の低減化が行われている。	省エネ型器具などの導入が計画されている。(LED照明	B、高効率変圧器、エコケーブル、ノンフロン機器、高効率熱源、VAV、VWV、節水設備など)			
		D	官庁施設の環境保全性基準※2に基づいた取組がなされていないなど、一般的な環境負荷の低減化が行われていない。					
	木材利用促進	Α	特に充実した取組がなされている。	右の施策が2つ以上取り組まれている。	 			
		В	充実した取組がなされている。	右の施策が1つ取り組まれている。	一元			
		С	一般的な取組がなされている。	関連する法令、条例、計画、協定等と整合が図られてい	<b>ే</b>			
		D	一般的な取組がなされていない。					
		Α	特に充実した取組がなされている。	建築物移動等円滑化誘導基準を満たした上で、特にユニ	ニバーサルデザインに配慮※4する計画である。			
	ユニバーサル デザイン	В	充実した取組がなされている。	建築物移動等円滑化誘導基準を満たす計画である。				
		С	一般的な取組がなされている。	建築物移動等円滑化基準を満たす計画である。又は建	築物移動等円滑化基準の適用対象外施設である。			
		D	一般的な取組がなされていない。					
機能性		Α	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされているほか、特に防災に配慮した取組が行われている。	右の施策が2つ以上取り組まれている。	<施策※1>火災への特別な対策(ガス消火など)/浸水への特別な対策(防潮堤、止水版など)/強風への特別な対策(ビル風対策など)/落雷への特別な対策(高度な雷保護など)/構			
7发 形色1土	防災性	В	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされているほか、防 災に配慮した取組が行われている。	右の施策が1つ取り組まれている。	造体に係る業務継続のための特別な対策(免震又は制振構造) / ライフラインに係る業務継続のための特別な対策(電力の多回線引込み、自家発電用オイルタンク容量7日以上対応、外部電源車からの引込接続対応)			
	防火性	С	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされているほか、防災に関する一般的な取組が行われている。	官庁施設の総合制震・対津波計画基準に基づいた整備など、一般的な取組が行われている。				
		D	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされていないなど、 防災に関する一般的な取組が行われていない。					
		Α	特に充実した取組がなされている。	右の施策が2つ以上取り組まれている。	<施策※1>将来の模様替えに配慮した階高の確保/将来の機器更新□配慮した設備スペース			
	70 /0 A M	В	充実した取組がなされている。	右の施策が1つ取り組まれている。	の確保/稼働間仕切の活用/清掃を容易にするための取組(光触媒など)			
経済性	耐用•保全性	С	一般的な取組がなされている。	一般的な設計上の工夫が行われている。 (設備配管スペースの確保、外壁のタイル仕上、建物の	・ 配置上の配慮、事務室の無柱化など)			
		D	一般的な取組がなされていない。					

<sup>※1</sup> 評価の実施主体が評価(案)を作成する際に、個別の事業特性に応じて本表に記載のない施策を評価に加えることを妨げない。

<sup>※2「</sup>官庁施設の環境保全性基準」(平成29年3月22日付け国営環第14号)のうち2. 3. (2)による。

<sup>※3「</sup>公共建築における木材の利用促進のための計画」(平成28年4月1日 国土交通省)による。

<sup>※4「</sup>建築設計基準」(平成26年3月31日 国営整第243号)のうち2. 2. 3(2)、2. 7. 2(2)(3)、2. 8. 4(2)による。